

# 市大関連3労組合同ニュース

名古屋市立大学教職員組合／名古屋市立病院職員労働組合／自治労名古屋市病院労働組合

第8号 2021年6月14日発行 共同デスク；名古屋市立大学教職員組合書記局（☎ 853-8026）

## 瑞穂スタジアムへのワクチン接種要員派遣で3労組が申し入れ

### 職員のストレスは限界 兼業による安易な派遣を続けてはならない

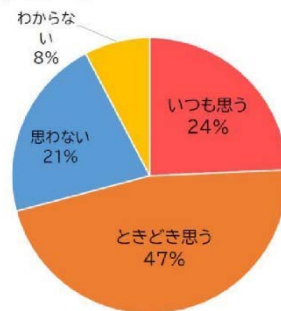
7月から始まる瑞穂スタジアムへのワクチン接種要員の派遣について、3労組は6月11日大学交渉で職員の心身の健康のためには、兼業による安易な派遣を続けるべきではないと申し入れました。

市大病院の看護師へのアンケートでは7割が「辞めたい」「ときどき辞めたいと思う」と答えしており、職員のストレスはすでに限界に達しています。交渉では「自由意思だというのが現場は様々なしわ寄せを受ける」「事実上の連続勤務になり心身への負担は大きい」と現場の声を伝えました。

石原総務課長は、コロナ禍で奮闘する全ての教職員に感謝すると述べ、「兼業の基本原則は、心身の疲労のため本来職務の遂行に悪影響を及ぼさないことだ」とコメントしました。

組合からは職員の健康保持を優先すべきことを改めて訴え、大学側も夏の健康診断でよくよく留意すること、産業医などと相談し職員の心身の健康を保持していく方策を検討していくと答えました。

#### 「仕事を辞めたい」と思うことがありますか？



市大病院看護師が答えたとアンケート結果より

2021年6月11日統一交渉で申し入れ

#### ワクチン接種要員派遣に関する申し入れ

7月から始まる新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種への職員派遣について、以下のとおり申し入れます。

- 現場では半強制的に看護師に対して「動員」がかけられている。あくまでも個人の自由意思に基づいて従事するものであることを徹底すること。
- それでも現場は要請に応えようと限られた人員の中で調整することになる。仕事を「辞めたい」「辞めることを考える」と答える看護師が7割に達するなど、職員のストレスはすでに限界に達している。兼業による職員派遣を安易に続けることは、使用者の安全配慮義務を放棄することにもなりかねない。今後、医療スタッフの派遣要請については、よくよく慎重に判断すること。
- ワンチームで奮闘する病院職員全員のモチベーションを維持するため、コロナ特勤の拡充を含め、早急に対策を講じること。

以上

## 夏期一時金で理事長回答

# 原則 2.225 月を 6 月 30 日に支給

今年度の夏期一時金手当支給について、6月11日に大学との統一交渉の事務折衝が持たれ、理事長名での回答書を受け取りました。

回答内容は 2.225 月分など、給与規程どおりですが、名古屋市労連団体交渉の市側回答と同水準の内容であるため、三労組の総意としてその場で了承(妥結)しました。回答は右記の通りです。

2021年6月11日 統一折衝での理事長回答

令和3年6月期に支給する期末・勤勉手当について（回答）  
令和3年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当については、次のとおりとします。

- 1 令和3年6月1日に在職する職員等に対して、期末手当及び勤勉手当として、手当基礎額の 2.225 月分を支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当の内訳は、期末手当を 1.275 月分とし、勤勉手当を 0.95 月分（以下「標準割合」という。）とする。

ただし、人事評価（能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）の評語が S 又は A であると評価された者については標準割合に 0.01 月を加算した月数分を、人事評価の評語が D である者については標準割合から 0.11 月を減じた月数分を支給する。

- 3 支給日は、令和3年6月30日とする。

### 一時金の計算方法

育児休業などで勤務していない期間がある場合は、勤務期間・日数に応じて除算されます。  
(例えば、4月採用の職員は下記算定額の30%が支給されます)

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{基本給} & \text{扶養手当} \\ \hline \end{array} \times \text{① 支給率} + \begin{array}{|c|} \hline \text{② 職務段階別加算} \\ \hline \end{array} \times \text{① 支給率} + \begin{array}{|c|} \hline \text{人事評価による} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{加算・減算あり} \\ \hline \end{array}$$

地域手当 = (基本給 + 扶養手当) × 15%

①は今次分2.225月

②「職務段階別加算」の基礎額は基本給と地域手当。4級は基礎額の5%、定年前7年間7.5%など。下記囲み参照。

### 職務段階別加算

#### ● 定年前年齢による加算

適用給料表	対象職員	加算率
全給料表（教育職除く）	定年前 13 年以内の者	5%
	定年前 14 年以内かつ勤続 20 年以上の者	5%
	定年前 7 年以内の者	7.5%
教育職	定年前 2 年以内の者	7.5%

#### ● 教育職以外の全職種

4 級の職（主任）は 5%

#### ● 係長・副係長

業績評価、係長歴の長さにより、5～10%の加算率

#### ● 教育職の職務段階別加算

教授（4 級）= 15%

准教授（2-3 級）= 5～10%

講師（1-2 級）= 5～10%

助教又は助手（1-2 級）= 5～7.5%

准教授以下は在職期間に応じて変動あり（詳細は就業規則に）

なお、詳細は組合事務室までお問合せ下さい。